

第五十一号議案

東京都営住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都営住宅条例の一部を改正する条例

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。
第三十九条第三項中「年五パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係るこの条例による改正前の東京都営住宅条例第三十九条第三項に規定する利息については、なお従前の例による。

（提案理由）

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の施行による公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の改正を踏まえ、明渡し請求に係る利息に関する規定を改める必要がある。